

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年美濃加茂市条例第16号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>市営住宅</u>の借上げに係る契約の終了</p> <p>(4) <u>市営住宅建替事業による市営住宅</u>の除却</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に<u>市営住宅</u>に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) <u>市営住宅</u>の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者の収入が次条に定める金額を超えないこと。</u></p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>公営住宅</u>の借上げに係る契約の終了</p> <p>(4) <u>公営住宅建替事業による公営住宅</u>の除却</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に<u>公営住宅</u>に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) <u>公営住宅</u>の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>イ 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という。）第6条第4項で定める場合 旧政令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p> <p><u>ロ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対</u></p>

(3)～(5) (略)

処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧政令第6条第5項第2号に規定する金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)～(5) (略)

2 前項第2号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「常時介護者」という。）を除く。）は同項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市営住宅に入居することができる。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、次のいずれかに該当するもの

イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する者

ハ ロに規定する程度と同等であると市長が認める知的障害者

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が常時介護者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは他の市町村に意見を求めることができる。

第6条の2 入居者が身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある場合であって、次の各号に定める要件を備えている場合の収入基準は、214,000円とする。

(1) 入居者又は同居者にイからホまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に定める程度であるもの

(イ) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(ロ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ハ) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度と同等であると市長が認める程度

ロ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのもの又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校就学中までの者がある場合

2 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合の収入基準は、214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）とする。

3 前2項に規定する者以外の収入基準は、158,000円とする。

第6条の3 第6条第2号から第5号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条

において「常時介護者」という。)を除く。)は、同条第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、市営住宅に入居することができる。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、次のいずれかに該当するもの

イ 前条第1項第1号イ(イ)に該当する者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する者

ハ ロに規定する程度と同等であると市長が認める知的障害者

(3) 前条第1項第1号ロからホまでのいずれかに該当する者

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(他市町村への調査)

第6条の4 市長は、入居の申込みをした者が常時介護者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申

込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは他の地方公共団体に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第6条の2第2項に掲げる市営住宅の入居者は、第6条各号(第6条の3各号に掲げる者にあつては、第6条第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等であつて第6条第3号の条件を具備する者にあつては、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、第6条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第8条 第6条から第6条の3まで及び第7条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2・3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、次の各号に掲げる世帯の優先的入居を考慮することができる。

(1) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫世帯

(2) 高齢者世帯 次のいずれかに該当する親族と満60歳以上の者で構成する世

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号ロに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項各号に掲げる者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等であつて前条第1項第3号の条件を具備する者にあつては、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず市営住宅に入居することができる。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2・3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、住宅に困窮する度合いが、同程度の場合は、現に市内に住所又は勤務場所を有する者を優先して入居者を決定することができる。

帯又は満60歳以上の者の単身世帯

イ 配偶者

ロ 18歳未満の者

ハ 第6条の3第2号に該当する者

(3) 18歳未満の者が3人以上いる世帯

(4) 小学校就学前の者がいる世帯

(5) 第6条の3第2号から第5号までに掲げる者を含む世帯

(6) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する世帯

3 前項の規定による住宅に困窮する度合いが同程度の場合は、現に市内に住所又は勤務場所を有する者を優先して入居者を決定することができる。

4 前2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 第2項及び第3項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

(家賃の納付)

第17条 (略)

2 入居者は、毎月末\_\_\_\_\_までに、その月分を納付しなければならない。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

4 (略)

5 (略)

(督促及び延滞金の徴収)

第18条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、美濃加茂市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えているもの及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(家賃の納付)

第17条 (略)

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(督促及び延滞金の徴収)

第18条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(昭和61年美濃加茂市条例第27号)の定めるところによる。

(敷金)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、未納の第5章に規定する駐車場の使用料又は損害賠償金若しくは第41条第4項に規定する費用の負担があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2・3 (略)

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(敷金)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、未納の第5章に規定する駐車場の使用料又は損害賠償金\_\_\_\_\_があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え\_\_\_\_\_、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2・3 (略)

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、前項各号の場合において特に必要があると認めるときは、当該明渡しの請求を取り消すことができる。

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による \_\_\_\_\_ 用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第38条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による \_\_\_\_\_ 用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第

2～4 (略)

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による \_\_\_\_\_ 公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第38条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第

1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第41条 (略)

2 (略)

3 入居者は、第1項の検査のときまでに、入居者の費用で畳の表替え及びふすまの張替えを行わなければならない。

4 第1項の検査により、市長が入居者の責に帰すべき事由により第21条第3項及び第22条第4号に規定する修繕が必要と認めるときは、当該修繕に係る費用を、当該入居者に請求することができる。

(使用者の資格)

第56条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者、同居者又は入居者の親族、入居者の日常生活の補助者等で市長が駐車場の使用が特別な事由により必要であると認めた者であること。

(2) 前号に該当する者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3)・(4) (略)

(使用の申込み)

第57条 (略)

(使用者の決定)

第58条 市長は、前条の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第41条 (略)

2 (略)

(使用者の資格)

第56条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者  
\_\_\_\_\_であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3)・(4) (略)

(使用の申込み)

第57条 (略)

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第58条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

2 市長は、前条の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者に対し通知するものとする。

## 第59条 削除

(使用許可の取消し)

第62条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) 市において駐車場を公共の用に供するために必要が生じたとき又は市が賃借している土地を、土地所有者に返還することとなったとき。

(6) 2台以上の使用許可を得ている使用者が使用している2台目以降の区画において、後からの利用者(入居又は新しく免許を取得し車を置く場合等)ができたとき。

(7) (略)

2 前項の規定による使用許可の取消しによって使用者に損害が生じても、市はこれを補償しないものとする。

(使用の手続)

第59条 第57条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に市長が別に定める所定の書類を提出しなければならない。

2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第62条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(5) (略)

(6) (略)

3 第1項の規定については、第42条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは、「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「前項」とあるのは「第62条第1項」と、「第1項第1号」とあるのは「第62条第1項第1号」と、「第1項第2号から第6号」とあるのは「第62条第1項第2号から第4号」と、「第1項第7号」とあるのは「第62条第1項第5号」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条 \_\_\_\_\_、第26条、第27条本文 \_\_\_\_\_ の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは、「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条中「第11条第5項の」とあるのは「規則に定める」と、「入居可能日」とあるのは「使用許可日」と、「第42条第1項」とあるのは「第62条第1項」と、第17条第4項中「住宅に」とあるのは「駐車場を」と、「第41条」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条の2第2号の規定の適用については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間、同号中「60歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と、「60歳以上又は」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた者又は」と読み替えるものとする。

3 この条例の施行の際現に市営住宅の入居の申込みをしている者については、この

2 前項の規定については、第42条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあり、及び「近傍同種の住宅」とあるのは、「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第62条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは、「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第59条第4項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始日」と読み替えるものとする。

条例による改正後の美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の相当規定により入居の申込みをした者とみなす。